

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月21日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル  
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア  
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29  
(29, boulevard Haussmann, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野 愛菜  
弁護士 濱崎 友彦  
弁護士 足立 理

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1446

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 本書において便宜上記載されている米ドルまたはユーロの日本円への換算は、平成30年11月20日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物相場の仲値(1米ドル=112.67円)による。

## 1【提出理由】

本臨時報告書は、ソシエテ・ジェネラルに対する米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）、ニューヨーク州南部地区連邦検察局（以下「SDNY」という。）、ニューヨーク郡地方検事局（以下「DANY」という。）、連邦準備制度理事会およびニューヨーク州連邦準備銀行（以下総称して「連邦準備当局」という。）ならびにニューヨーク州金融監督局（以下「DFS」という。）（以下これらを総称して「米国当局」という。）による捜査の解決について、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第6号の規定に基づき、提出されるものであります。

## 2【報告内容】

### 解決の内容および支払金額

ソシエテ・ジェネラルは、米国の経済制裁の対象となる国、人物または事業体に関連し、またニューヨーク州の法律に関係する、ソシエテ・ジェネラルによる一定の米ドル取引に係る捜査の解決のために、米国当局との間で和解契約を締結した。

かかる和解に関連する制裁違反の金額の大半はキューバに関係し、また2000年に供与された単一の極度信用枠に起因するものであった。残りの取引は、イランを含む米国の経済制裁の対象となるその他の国に関するものであった。

これらの契約の条件に基づき、ソシエテ・ジェネラルは米国当局に対して合計約1.3十億米ドル（1.2十億ユーロ）（146,471百万円）の罰金（OFACに対する53.9百万米ドル（6,072.913百万円）、SDNYに対する717.2百万米ドル（80,806.924百万円）、DANYに対する162.8百万米ドル（18,342.676百万円）、連邦準備当局に対する81.3百万米ドル（9,160.071百万円）およびDFSに対する325百万米ドル（36,617.75百万円）を含む。）を支払うことに合意した。

かかる金額はソシエテ・ジェネラルの会計上計上された訴訟引当金によりその全額がカバーされる。これらの契約が2018年の当行の業績に及ぼす付加的な影響はない。

当行は、SDNYおよびDANYとの間で訴追猶予契約を締結しており、これにより3年の猶予期間の後、当行が当該契約の条項を遵守した場合（当行はその遵守に全力を尽くす。）当行が訴追されることはない。

ソシエテ・ジェネラルは、捜査中の協力により米国当局から大きな信頼を得た。当行は、契約に従い、今後も米国当局への協力を継続する。

当行はまた、米国の経済制裁に関する法律およびニューヨーク州の法律に違反する可能性を回避および発見するためのコンプライアンスプログラムの強化を継続することを約束した。また当行は、制裁に関するコンプライアンスプログラムの監督の強化についても合意した。当行は、制裁に関するコンプライアンスプログラムの強化の当行の実施状況を評価する独立したコンサルタントを雇用することについても連邦準備当局と合意した。

この点について、当行は近年、既に以下を含む複数の措置を講じている。

- ・ すべての従業員に対する制裁および禁輸措置に係る規制の遵守に関連するより厳格な方針の普及、その重要性の強調、ならびにこれらと並行して、当該問題に関する意欲的なトレーニングプログラムの開始。
- ・ グループレベルおよび関連する事業ラインにおける金融犯罪対策に注力するコンプライアンスオフィサーの増員ならびにグループレベルで集中管理される制裁および禁輸措置のアラート管理チームの強化。
- ・ 制裁および禁輸措置の遵守に責任を負うチームの階層的な構造の再編ならびに上層部への報告手続きの強化。

これらの特定の措置は、当行が既に講じたコンプライアンスプログラムの組織および運営に関する重要な措置を補うものである。とりわけ、これらの重要な措置には広範かつ複数年にわたるコンプライアンス変革プログラム、経営執行部により直接監督されるコンプライアンス役職の集中化および独立化の実施、ならびに世界的な「文化・規範」プログラムの展開が含まれる。当行は、契約に規定された是正プログラムの要件のすべてを遵守するために全力を尽くしている。

さらに、ニューヨーク支店における当行のマネーロンダリング防止（以下「AML」という。）に係るコンプライアンスプログラムの内容に関して、当行はDFSとの間の同意命令に合意している。かかる同意命令は、DFSにより指摘された不備に照らして、当行に対して95百万米ドル（82百万ユーロ）（10,703.65百万円）の民事上の罰金の支払いを要求するものであるが、かかる金額は同様にソシエテ・ジェネラルの会計上計上された訴訟引当金によりその全額がカバーされる。かかる同意命令は、当行に対して、ニューヨーク支店の一連のAMLコンプライアンスプログラムの強化を継続することを要求している。18ヶ月の期間の後、独立したコンサルタントがかかる支店のAMLコンプライアンスプログラムの実施状況に関する評価を行う予定である。

以 上